

生体磁気関連国際学会若手研究者奨励賞 実施要項
(JBBS Young Investigator Travel Award)

(目的)

第1条 生体磁気関連国際学会若手研究者奨励賞（以下本賞）は、本学会会員のうち生体磁気研究の進歩に寄与すること顕著なる研究を生体磁気関連国際学会大会（国際生体磁気学会（BIOMAG）および国際臨床脳磁図学会（ISACM）で国外開催に限定）において発表し、なお、将来の発展を期待し得る若手研究者に対して授与する。個人研究ではなく共同研究の成果を申請研究課題とする場合は、申請者本人がその主たる研究者でなければならない。

(応募方法)

第2条 本賞募集要項は、学会ホームページに掲載するものとし、申請希望者は本学会所定の申請書を使用し評議員の推薦を受けた上で、指定期日内に申請するものとする。

(対象)

第3条 申請者は会費を滞納していない本学会会員に限られ、生体磁気関連国際学会大会開催初日時点で満40歳以下のものとする。

(選考委員会)

第4条 本賞の選考は日本生体磁気学会奨励論文賞実施要項第7条に定める日本生体磁気学会奨励論文賞選考委員会（以下選考委員会）が行う。

(受賞者数)

第5条 選考委員会は生体磁気関連国際学会大会前に申請者の中より3名以内の受賞者を選考する。

(受賞)

第6条 受賞者は生体磁気関連国際学会大会において、受賞研究課題について現地で発表を行う。

2. 受賞者には賞状ならびに副賞を贈呈し、日本生体磁気学会大会の場において表彰するものとする。
3. 受賞者は日本生体磁気学会誌に生体磁気関連国際学会参加報告書を公表するものとする。

(取消)

第7条 受賞者が当該国際学会大会開催地において発表を行わなかった場合や研究活動において不正行為・不適切な行為があった場合、理事会は賞を取り消すことができる。

(再応募)

第8条 本賞の受賞歴のある会員からの再度の申請は認めないものとする。

2. 一度、本賞申請課題として申請された課題と同一あるいは類似課題で申請者を代えて申請することは認めないものとする。

(要項の改廃)

第9条 本要項の改廃は、理事会にて議決する。

附 則

1. 本要項は令和5年8月29日より施行する。

以上